

八王子市高齢者在宅サービスセンター条例

平成 8 年 6 月 2 8 日

条例第 2 1 号

改正 平成 1 2 年 3 月 2 7 日条例第 2 1 号 平成 1 2 年 1 2 月 1 8 日条例第 7 1 号

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日条例第 5 7 号 平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日条例第 4 7 号

平成 1 7 年 1 2 月 7 日条例第 6 1 号 平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号

平成 2 2 年 2 月 2 6 日条例第 1 号 平成 2 4 年 3 月 1 日条例第 3 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日条例第 5 8 号

(設置)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)に基づく要介護認定
又は要支援認定を受けた者及び身体が虚弱等の高齢者に対し、通所介護等のサービスを提供し、もって高齢者等の福祉の増進を図るため、八王子市高齢者在宅サービスセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

(1) 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護、同条第 1 7 項に規定する認知症対応型通所介護及び法第 8 条の 2 第 1 3 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のうち、市長が必要と認めるもの(以下これらを「通所介護サービス」という。)

(2) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号口に定める事業(法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の規定による指定を受けて行う通所事業に限る。以下「第一号通所事業」という。)

2 前項に定めるもののほか、センターは、市長が必要と認めた事業を行うことができる。

(休業日等)

第 4 条 センターの休業日及び利用時間は、市規則で定める。

(利用対象者)

第 5 条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法に基づく要介護認定を受けた者

(2) 介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 6 2 の 4 に規定する者

(利用の手続)

第6条 センターにおいて、通所介護サービス又は第一号通所事業を利用しようとする場合は、第8条の規定によりセンターの管理を行わせるものとして市が指定する法人(以下「指定管理者」という。)と通所介護サービス又は第一号通所事業に関する契約を締結しなければならない。

(センターの管理)

第7条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 前条に規定する指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査して最も適当であると認める者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (2) 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関して市長が指定する業務
- (2) センターの維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。

(利用料金)

第13条 第6条の規定により、指定管理者と通所介護サービス又は第一号通所事業に関する契約を締結した者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 通所介護に係るもの 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 認知症対応型通所介護に係るもの 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 介護予防認知症対応型通所介護に係るもの 法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 第一号通所事業に係るもの 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、センターの施設又は設備等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第61号で、平成8年10月21日から施行)

2 八王子市老人福祉施設設置等に関する条例(昭和29年八王子市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第15条第3項」に改める。

附 則(平成12年3月27日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第71号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市規則で定める日から

施行する。ただし、第9条第2項第1号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

(平成13年規則第4号で、平成13年4月2日から施行)

附 則(平成15年12月26日条例第57号)

(施行日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の前になされた八王子市高齢者在宅サービスセンター中野の管理に関する業務を行わせる者を選定する手続は、第1条の規定による改正後の八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第9条及び第10条の規定によりなされたものとみなす。
- 3 第1条の規定の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第8条の規定により管理を委託している八王子市高齢者在宅サービスセンターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月16日条例第47号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月7日条例第61号)

この条例は、平成17年12月17日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月15日条例第58号)

(施行日)

- 1 この条例は、平成28年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定に基づ

き、施行日の前日において介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要支援認定を受けている被保険者に対する整備法による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るサービスの提供については、当該要支援認定の有効期間の末日までの間は、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

名称	位置
八王子市高齢者在宅サービスセンター中野	八王子市中野山王三丁目17番2号
八王子市高齢者在宅サービスセンター長房	同 長房町588番地
八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼	同 長沼町1302番地1
八王子市高齢者在宅サービスセンター石川	同 石川町1920番地